

各連結法人の外国税額の控除に関する明細書

連結事業年度等	法人名	()
---------	-----	-----

別表六の二(二)付表

令三・四・一以後終了連結事業年度等分

I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書					
当期の個別控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」)	1	円	区 分	国外所得対応分	
				①	②
当期の連結控除限度額 (別表六の二(二)「15」)	2		その他の国外源泉所得に係る 当期利益又は当期欠損の額	19	円
当期の連結個別調整限度 国外個別帰属額の 計算	国外事業所等帰属所得 に係る所得の金額 (別表六(二)付表一「25」)	3	加	納付した個別控除 対象外国法人税額 交際費等の損金不算 入額の個別帰属額	20
	その他の国外源泉所得 に係る所得の金額 (43の①)	4		貸倒引当金の戻入額	21
	(3) + (4) (マイナスの場合は0)	5			22
	非課税国外所得の金額 (43の②)+別表六(二)付表一「26」 (マイナスの場合は0)	6			23
	(5) - (6) (マイナスの場合は0)	7			24
	別表六の二(二)「12」の金額	8			25
	調整連結国外所得金額 (別表六の二(二)「14」)	9			26
	$(9) \times \frac{(7)}{(8)}$	10			27
	個別調整国外所得金額 (7)と(10)のうち少ない金額)	11			28
	各連結法人の個別調整 国外所得金額の合計額 (各連結法人の(11)の合計)	12			29
連結控除限度個別帰属額 $(2) \times \frac{(11)}{(12)}$	13		30		
当期に控除 できる金額の 計算	法第81条の15第1項 により控除できる金額 (1)と(13)のうち少ない金額)	14	算	小 計	31
	法第81条の15第2項 により控除できる金額 (別表六(三)「30の②」)	15		貸倒引当金の繰入額	32
	法第81条の15第3項 により控除できる金額 (別表六(三)「34の②」)	16			33
	計 (14) + (15) + (16)	17			34
個 別 帰 属 額 (17)	18		計	43	
				(19) + (31) - (42)	

【No.24】各連結法人の8欄、9欄又は2欄の金額は、それぞれ別表六の二(二)の12欄、14欄又は15欄の金額と一致していますか。

【No.3】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.25】各連結法人の17欄の金額の合計額は、別表六の二(二)の16欄の金額と一致していますか。

【No.22】各連結法人の43①欄の金額の合計額は、別表六の二(二)の9欄の金額と一致していますか。
【No.23】各連結法人の別表六(二)付表一の26欄の金額及び別表六の二(二)付表の43②欄の金額の合計額(マイナスの場合は0)は、別表六の二(二)の11欄の金額と一致していますか。

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書			
当期の個別控除対象 外国法人税額 (1)	44	円	地方法人税控除限度 (別表六の二(二)「19」)
連結控除限度個別帰属額 (13)	45		地方法人税の控除限度個別帰属 $(47) \times \frac{(11)}{(12)}$
差引個別控除対象外国法人税額 (14) - (15)	46		控除できる金額 (16)と(18)のうち少ない金額)
			49

【No.25】各連結法人の49欄の金額の合計額は、別表六の二(二)の20欄の金額と一致していますか。